

令和3年10月31日執行

**群馬県議会議員補欠選挙
(高崎市選挙区)
選挙の記録**

群馬県選挙管理委員会

目 次

第1編 概要

1 選挙の概要	2
（1）日程等	2
（2）執行体制の概要	2
（3）結果の概要	2
① 当日有権者数及び投票率	2
② 候補者及び当選人	2
（4）主要日程表	3
（5）群馬県議会議員選挙執行一覧	4
（7）当日有権者数の推移	4
（8）投票率の推移	5

第2編 選挙管理

1 選挙人名簿・在外選挙人名簿登録者数	7
2 投票	8
（1）当日有権者数・投票者数	8
（2）期日前投票	8
① 期日前投票者数	8
② 事由別期日前投票者数	8
（3）不在者投票・特例郵便等投票	9
① 事由別不在者投票者数	9
② 不在者投票用紙等の請求・交付	9
③ 不在者投票の受理・不受理	10
（4）点字投票	10
（5）代理投票	10
（6）投票所	11
① 投票所の一覧	11
② 投票所数及び投票所に使用した施設の状況	13
③ 投票所閉鎖時刻を繰り上げた投票所数	13
④ 投票所施設における身体障害者等対策	13
⑤ 不在者投票記載場所の数	14
⑥ 指定投票区	14
（7）投票管理者・立会人・投票所事務従事者数	14
3 開票	15
（1）得票数・投票数	15
① 得票数・投票総数・有効投票数・無効投票数	15
② 無効投票の内訳	15
（2）開票区・開票所	15
① 開票区	15

② 開票所一覧	15
③ 開票所数及び開票所に使用した施設の状況	15
(3) 開票管理者・立会人・開票所事務従事者数	16
4 選挙会	17
(1) 選挙長・選挙立会人・選挙会事務従事者数	17
5 選挙運動	18
(1) 表示・標旗・証紙等の交付	18
(2) ポスター掲示場	18
(3) 演説会	18
(4) 選挙公報	18
(5) 選挙公営	19
(6) 選挙運動費用	19
① 収入	19
② 支出	19
6 政党その他の政治団体の政治活動	20
(1) 確認団体	20
7 選挙争訟	20

第3編 選挙啓発

1 啓発実績一覧	22
(1) 市町村選挙管理委員会・県行政県税事務所の取組	22

第4編 参考資料

23

1 群馬県議会議員補欠選挙（高崎市選挙区）の管理執行について（通知）
2 報道要領
3 群馬県議会議員補欠選挙（高崎市選挙区） 啓発事業実施計画

第 1 編

概 要

1 選挙の概要

(1) 日程等

任期満了日	令和5年4月29日(土)
欠員を生じた日	令和3年10月6日(水)
欠員通知を受けた日	令和3年10月6日(水)
選挙期日	令和3年10月31日(日)
選挙会の日	令和3年11月2日(火)
選挙人名簿登録基準日	令和3年10月21日 (木) ただし、年齢は選挙期日
選挙すべき議員の数	2

(2) 執行体制の概要

選挙長	高崎市選挙区	牧野 耕一郎 (高崎市選挙管理委員会委員長)
期日前投票所数	8箇所	
投票所数	108箇所	
共通投票所数	0箇所	
開票所数	2箇所	
投開票速報	速報実施本部 県庁市町村課内に設置 ・当日有権者速報 8時 ・投票速報 確定 ・開票速報 確定	

(3) 結果の概要

① 当日有権者数及び投票率

有権者数	307,382人
投票率	55.37%

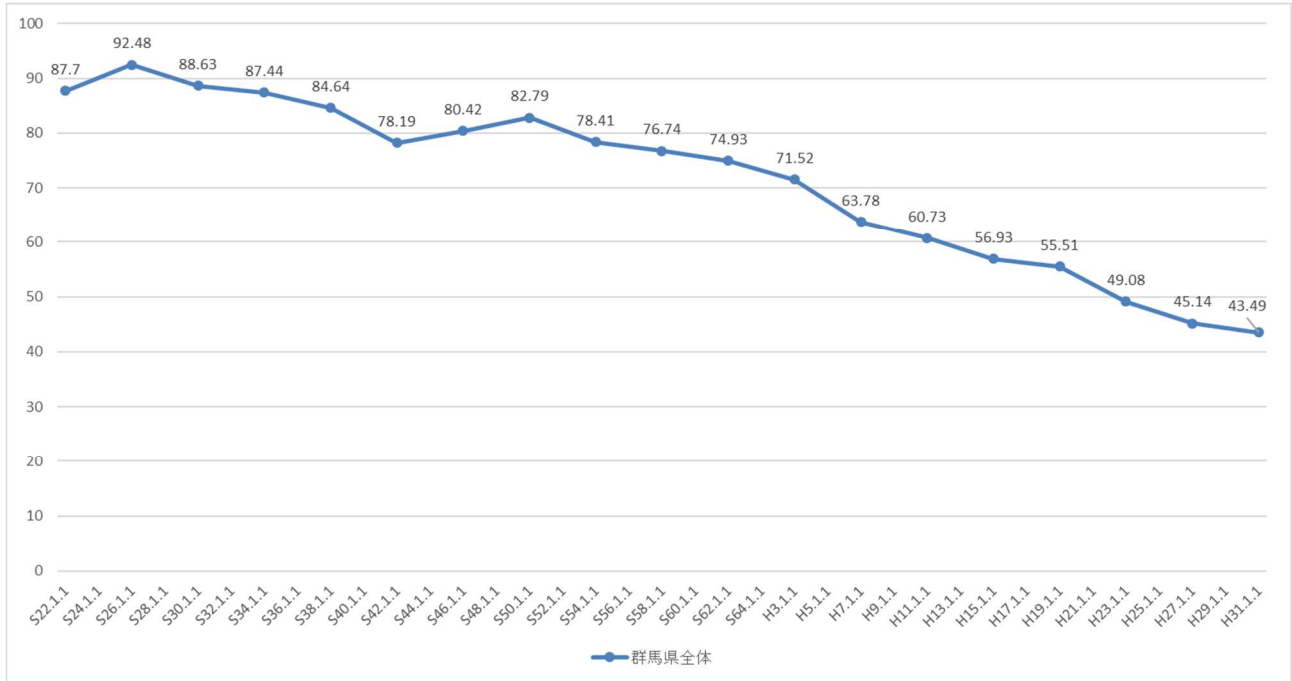
② 候補者及び当選人

当落の別	届出番号	得票数	ふりがな 氏名 (通称)	住所	年齢	党派	職業	自推の別	新現元の別	供託物没収の有無
当	1	61,104	ほとり あつこ 羽鳥 敦子 すずき あつこ (鈴木 あつこ)	群馬県高崎市倉賀野町	40	立憲民主党	会社員	自	新	無
落	2	20,639	おおさわ あやこ 大沢 綾子	群馬県高崎市中尾町	47	日本共産党	政党職員	自	新	無
落	3	29,203	なかむら こうじ 中村 幸司	群馬県高崎市片岡町	60	無所属	理容師	自	新	無
当	4	42,517	おいかわ とくのぶ 追川 徳信 おいかわ とくのぶ	群馬県高崎市八幡町	62	無所属	会社員	自	新	無

(4) 主要日程表

年	月	日	曜日	公示日 前 後	投票日 前 後	主な日程
R3	10	6	水	-16	-25	●議員の欠員発生・議員欠員通知書到着 ●群馬県議会議員補欠選挙の事由の発生の告示
		8	金	-14	-23	●選挙期日の決定
		11	月	-11	-20	●立候補予定者等説明会
		14	木	-8	-17	●立候補届出書類等事前審査開始
		21	木	-1	-10	●選挙人名簿登録基準日・登録日
		22	金	0	-9	●選挙期日の告示日 ●立候補届出受付 ●選挙公報の掲載順序のくじ執行 ●政治活動の制限始期（～選挙期日まで）
		23	土	1	-8	●期日前投票・不在者投票開始
		30	土	8	-1	●期日前投票・不在者投票最終日
		31	日	9	0	●選挙期日（投票日） ●開票開始
	11	2	火	11	2	●選挙会 ●当選人の告示、当選告知、当選証書付与
		15	月	24	15	●選挙運動費用収支報告書第1回提出期限
		30	火	39	30	●選挙無効異議申出期限
	12	2	木	41	32	●当選無効異議申出期限
R4	5	31	火	221	212	●選挙運動費用収支報告書の要旨公表

(7) 投票率の推移



注 群馬県議会議員選挙の一般選挙のみを集計

第 2 編

選舉管理

1 選挙人名簿登録者数

市町村名	令和3年10月21日現在 (高崎市以外の市町村にあっては令和3年10月18日現在)									平成29年10月9日現在			差 引 増 減				
	男	女	計	うち18歳			うち19歳			男	女	計	男	女	計	増減率	
				男	女	計	男	女	計								
北群馬郡	榎東村	6,147	5,969	12,116	65	88	153	82	56	138	6,174	5,952	12,126	-27	17	-10	-0.08%
	吉岡町	8,688	8,975	17,663	116	134	250	113	96	209	8,272	8,579	16,851	416	396	812	4.82%
	郡計	14,835	14,944	29,779	181	222	403	195	152	347	14,446	14,531	28,977	389	413	802	2.77%
多野郡	上野村	508	484	992	4	3	7	3	1	4	544	543	1,087	-36	-59	-95	-8.74%
	神流町	781	834	1,615	2	2	4	3	2	5	889	958	1,847	-108	-124	-232	-12.56%
	郡計	1,289	1,318	2,607	6	5	11	6	3	9	1,433	1,501	2,934	-144	-183	-327	-11.15%
甘楽郡	下仁田町	3,132	3,231	6,363	21	20	41	23	21	44	3,500	3,593	7,093	-368	-362	-730	-10.29%
	南牧村	746	850	1,596	3	4	7	3	0	3	868	1,032	1,900	-122	-182	-304	-16.00%
	郡計	5,411	5,643	11,054	71	41	112	63	55	118	5,561	5,843	11,404	-150	-200	-350	-3.07%
吾妻郡	中之条町	6,521	6,877	13,398	72	59	131	62	64	126	6,966	7,415	14,381	-445	-538	-983	-6.84%
	長野原町	2,332	2,361	4,693	25	25	50	16	19	35	2,432	2,531	4,963	-100	-170	-270	-5.44%
	嬭恋村	4,007	4,025	8,032	42	29	71	39	35	74	4,184	4,192	8,376	-177	-167	-344	-4.11%
	草津町	2,686	2,668	5,354	24	37	61	17	37	54	2,778	2,859	5,637	-92	-191	-283	-5.02%
	高山村	1,450	1,508	2,958	26	13	39	13	12	25	1,533	1,610	3,143	-83	-102	-185	-5.89%
	東吾妻町	5,626	5,818	11,444	53	51	104	57	52	109	6,068	6,415	12,483	-442	-597	-1,039	-8.32%
	郡計	22,622	23,257	45,879	242	214	456	204	219	423	23,961	25,022	48,983	-1,339	-1,765	-3,104	-6.34%
利根郡	片品村	1,814	1,894	3,708	24	22	46	14	16	30	1,962	2,057	4,019	-148	-163	-311	-7.74%
	川場村	1,280	1,421	2,701	13	13	26	24	17	41	1,330	1,480	2,810	-50	-59	-109	-3.88%
	昭和村	2,829	2,870	5,699	46	36	82	36	30	66	2,998	3,047	6,045	-169	-177	-346	-5.72%
	みなかみ町	7,669	8,192	15,861	66	69	135	56	82	138	8,234	8,847	17,081	-565	-655	-1,220	-7.14%
	郡計	13,592	14,377	27,969	149	140	289	130	145	275	14,524	15,431	29,955	-932	-1,054	-1,986	-6.63%
佐波郡	玉村町	14,877	15,371	30,248	156	169	325	175	220	395	15,007	15,441	30,448	-130	-70	-200	-0.66%
	郡計	14,877	15,371	30,248	156	169	325	175	220	395	15,007	15,441	30,448	-130	-70	-200	-0.66%
邑楽郡	板倉町	6,015	6,018	12,033	65	52	117	67	68	135	6,331	6,388	12,719	-316	-370	-686	-5.39%
	明和町	4,609	4,631	9,240	52	62	114	61	52	113	4,777	4,750	9,527	-168	-119	-287	-3.01%
	千代田町	4,625	4,551	9,176	50	39	89	60	50	110	4,721	4,739	9,460	-96	-188	-284	-3.00%
	大泉町	15,290	13,881	29,171	184	141	325	210	152	362	15,330	13,983	29,313	-40	-102	-142	-0.48%
	邑楽町	10,971	10,863	21,834	132	110	242	127	135	262	11,334	11,114	22,448	-363	-251	-614	-2.74%
	郡計	41,510	39,944	81,454	483	404	887	525	457	982	42,493	40,974	83,467	-983	-1,030	-2,013	-2.41%
市	郡計	118,014	118,935	236,949	1,312	1,219	2,531	1,324	1,272	2,596	121,793	123,368	245,161	-3,779	-4,433	-8,212	-3.35%
市	前橋市	135,432	143,719	279,151	1,635	1,541	3,176	1,665	1,617	3,282	136,510	145,040	281,550	-1,078	-1,321	-2,399	-0.85%
	高崎市	151,353	158,792	310,145	1,827	1,729	3,556	1,912	1,787	3,699	151,931	158,932	310,863	-578	-140	-718	-0.23%
	桐生市	44,472	48,441	92,913	471	441	912	533	490	1,023	46,899	51,189	98,088	-2,427	-2,748	-5,175	-5.28%
	伊勢崎市	84,085	84,176	168,261	1,080	987	2,067	1,161	1,019	2,180	83,198	83,847	167,045	887	329	1,216	0.73%
	太田市	90,239	87,345	177,584	1,114	1,035	2,149	1,173	1,082	2,255	89,824	87,473	177,297	415	-128	287	0.16%
	沼田市	19,117	20,525	39,642	215	219	434	204	229	433	20,210	21,570	41,780	-1,093	-1,045	-2,138	-5.12%
	館林市	31,183	31,281	62,464	382	348	730	366	346	712	31,642	31,847	63,489	-459	-566	-1,025	-1.61%
	洪川市	31,656	33,256	64,912	337	316	653	315	303	618	33,109	34,856	67,965	-1,453	-1,600	-3,053	-4.49%
	藤岡市	26,678	27,922	54,600	347	294	641	276	312	588	27,406	28,772	56,178	-728	-850	-1,578	-2.81%
	富岡市	19,763	20,342	40,105	252	211	463	217	199	416	20,531	21,308	41,839	-768	-966	-1,734	-4.14%
	安中市	23,876	24,895	48,771	249	219	468	247	253	500	24,863	26,052	50,915	-987	-1,157	-2,144	-4.21%
	みどり市	20,593	21,225	41,818	270	238	508	257	238	495	20,871	21,617	42,488	-278	-392	-670	-1.58%
市計	678,447	701,919	1,380,366	8,179	7,578	15,757	8,326	7,875	16,201	686,994	712,503	1,399,497	-8,547	-10,584	-19,131	-1.37%	
県計	796,461	820,854	1,617,315	9,491	8,797	18,288	9,650	9,147	18,797	808,787	835,871	1,644,658	-12,326	-15,017	-27,343	-1.66%	
衆議院	1区	184,362	195,217	379,579	2,153	2,074	4,227	2,176	2,148	4,324	188,380	199,637	388,017	-4,018	-4,420	-8,438	-2.17%
	2区	164,417	169,315	333,732	1,992	1,837	3,829	2,144	1,975	4,119	165,917	171,717	337,634	-1,500	-2,402	-3,902	-1.16%
	3区	154,265	149,908	304,173	1,874	1,698	3,572	1,947	1,788	3,735	155,355	151,672	307,027	-1,090	-1,764	-2,854	-0.93%
	4区	144,429	151,611	296,040	1,736	1,638	3,374	1,786	1,733	3,519	145,993	152,867	298,860	-1,564	-1,256	-2,820	-0.94%
	5区	148,988	154,803	303,791	1,736	1,550	3,286	1,597	1,503	3,100	153,142	159,978	313,120	-4,154	-5,175	-9,329	-2.98%

* 増減率については、小数第3位を四捨五入しています。

2 投票

(1) 当日有権者数・投票者数

選挙区	市名	当日有権者数			投票者数			未投票者・棄権者数			投票率(%)			投票率の比較		確定時刻
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	前回 (31.4)	前前回 (27.4)	
高崎市	高崎市	149,792	157,590	307,382	83,440	86,757	170,197	66,352	70,833	137,185	55.70	55.05	55.37	11.58	9.15	21:13

(2) 期日前投票

① 期日前投票者数

選挙日前	8日前	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	合計
投票日	10月23日	10月24日	10月25日	10月26日	10月27日	10月28日	10月29日	10月30日	
曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	
高崎市	4,389	4,851	4,487	5,135	5,237	5,071	6,176	9,360	44,706

② 事由別期日前投票者数

期 日 前 投 票 者 数						
法第48条の2第1項第1号該当者	法第48条の2第1項第2号該当者	法第48条の2第1項第3号該当者	法第48条の2第1項第4号該当者	法第48条の2第1項第5号該当者	法第48条の2第1項第6号該当者	合計
31,061	10,918	1,414	0	136	1,177	44,706

(3) 不在者投票・特例郵便等投票

① 事由別不在者投票者数

区分		
不在者投票者数	法第48条の2第1項第1号該当者	84
	法第48条の2第1項第2号該当者	35
	法第48条の2第1項第3号該当者	588
	法第48条の2第1項第4号該当者	0
	法第48条の2第1項第5号該当者	16
	法第48条の2第1項第6号該当者	2
	法第49条第2項該当者	43
	うち法第49条第3項該当者	5
	法第49条第4項該当者	0
	法第49条第7項該当者	0
	法第49条第8項該当者	0
	うち令第59条の6の4第1項該当者	0
	法第49条第9項該当者	0
特例郵便等投票の投票者数	感染症法第44条の3第2項の規定による外出自粛要請を受けた者	0
	検疫法第14条第1項(第3号に係る部分に限る。)による外出自粛要請を受けた者	1
	検疫法第14条第1項第1号又は第2号に掲げる措置により宿泊施設に収容されている者	0
計		769

※ 選挙人名簿が当該市町村に属する船員又は南極地域調査組織に属する選挙人であって、指定市町村において不在者投票用紙等の交付を受けて不在者投票をしたものを含む。

② 不在者投票用紙等の請求・交付

投票用紙等の請求					交 付						
直 接		郵 便 等	うち特例郵便等投票に係るもの	合 計	直 接	郵 便 等	うち特例郵便等投票に係るもの	計	交 付 を し の 拒 絶 た も の	うち特例郵便等投票に係るもの	合 計
本 人	代 理 人										
3	34	814	1	851	45	806	1	851	0	0	0

※ 選挙人の属する市町村において不在者投票用紙等を交付したもののみ算入している。

③ 不在者投票の受理・不受理

投票管理者において受理と決定し、かつ拒否の決定をしなかったもの	投票管理者において不受理又は拒否と決定したもの			合計	投票所を閉じる時刻以降に送致を受けたもの
	開票管理者において受理と決定したもの	開票管理者において不受理と決定したもの	計		
769	0	0	0	769	22

(4) 点字投票

点 字 投 票 数		
総 数	内 訳	
	有 効	無 効
22	19	3

(5) 代理投票

代 理 投 票 数		
選挙当日投票所における代理投票	期日前投票所における代理投票	合 計
158	177	335

(6) 投票所

① 投票所の一覧

ア 投票所・共通投票所

市町村名	共通投票所	投票区	投票区の区域	投票所を開設した施設の名称	投票所の開始時刻	投票所の閉鎖時刻	
			投票区の範囲				
高崎市		1	寄合町、白銀町、元紺屋町、中紺屋町、鞆町、宮元町第1、宮元町第2、宮元町第3、高松町、連雀町、檜物町、鍛冶町、下横町	高崎市立高松中学校多目的室1	午前7時	午後7時	
			2	嘉多町、堰代町、赤坂町第1、赤坂町第2、常盤町第1、常盤町第2、四ツ屋町、柳川町東部、柳川町中部、柳川町西部、新紺屋町	高崎市立中央小学校体育館	午前7時	午後7時
			3	歌川町第1、歌川町第2、並榎町第1、並榎町第2、並榎町第3、並榎町坂下、上和田町第1、上和田町第2、台町第1、台町第2	高崎市立第一中学校東校舎1階技術室	午前7時	午後7時
			4	請地町第1、請地町第2、昭和町第1、昭和町第2、昭和町第3、大橋町第1、大橋町第2、大橋町第3、末広町第1、末広町第2、末広町第3	高崎市立高崎幼稚園	午前7時	午後7時
			5	本町第1、本町第2、本町第3、相生町第1、相生町第2、相生町第3、住吉町第1、住吉町第2、住吉町第3、請地町第3、請地町第4、成田町第1、成田町第2、成田町第3、成田町第4	高崎市立北小学校体育館	午前7時	午後7時
			6	九蔵町、高砂町、山田町、椿町、羅漢町、真町、弓町、北通町第1、北通町第2、田町第1、田町第2、田町第3、田町第4、旭町	高崎市立東小学校体育館	午前7時	午後7時
			7	通町第1、通町第2、砂賀町、八島町第1、八島町第2、鶴見町、あら町第1、あら町第2、あら町第3、あら町第4、若松町第1、若松町第2、若松町第3、若松町第4、若松町坂下、新田町、南町、和田町第1、和田町第2、和田町第3	高崎市立南小学校1年2組の教室	午前7時	午後7時
			8	倉賀野町上第3、倉賀野町上第4	高崎市立倉賀野幼稚園遊戯室	午前7時	午後7時
			9	下和田町一丁目、下和田町二丁目、下和田町三丁目、下和田町四丁目、竜見町第1、竜見町第2、竜見町第3、竜見町第4、竜見町第5、竜見町第6、新後閑町、琴平参道	高崎市立城南小学校体育館	午前7時	午後7時
			10	芝塚町第1、芝塚町第2、芝塚町第3、貝沢町第4、日光町第1、日光町第2、江木町北部、江木町第1	高崎市立塚沢中学校木工室	午前7時	午後7時
			11	飯塚本町第1、飯塚本町第2、飯塚町第1、飯塚町第2、飯塚町第3	愛隣保育園	午前7時	午後7時
			12	江木町中部、江木町南部、江木町西部、江木町第2、江木町第3、江木町第4、江木町第5	高崎市立城東小学校なかよしホール	午前7時	午後7時
			13	片岡町二丁目第1、片岡町二丁目第2、聖石町、石原町東部第4、石原町東部第5、石原町下第1、石原町下第3	高崎市立片岡小学校体育館(南)	午前7時	午後7時
			14	乗附町第1、乗附町第2、乗附町第3、のぞみの園	高崎市立乗附小学校体育館	午前7時	午後7時
			15	石原町下第4、鶴辺団地、寺尾町第1、寺尾町第2、寺尾町第3、寺尾町第4	高崎市立寺尾小学校体育館	午前7時	午後7時
			16	上佐野町第3、下之城町第1、下之城町第2、和田多中町	高崎市立佐野小学校体育館	午前7時	午後7時
			17	上中居町第1、上中居町第2、双葉町	高崎市立佐野中学校北校舎1階第2学習室	午前7時	午後7時
			18	筑縄町第1、筑縄町第2、筑縄町第3、上小島町第1、上小島町第2、上小島町第3	高崎市立六郷小学校体育館	午前7時	午後7時
			19	日高町第1、日高町第2、新保田中町、中尾町第1、新保町第1	高崎市立新高尾小学校体育館	午前7時	午後7時
			20	新保町第2、上大類町	上大類町公民館	午前7時	午後7時
			21	小八木町第1、小八木町第2、正観寺町、井野町第3	高崎市立中川小学校体育館	午前7時	午後7時
			22	大八木町	大八木町公民館	午前7時	午後7時
			23	八幡町第1、八幡町第2、八幡町第3、八幡町第4、藤塚町	高崎市立八幡小学校体育館	午前7時	午後7時
			24	金井淵町、町屋町、下大島町、若田町	八幡北部保育所	午前7時	午後7時
			25	中豊岡町第2、豊岡団地、下豊岡町第1、下豊岡町第2、上豊岡町第3、北久保町	高崎市立豊岡小学校南校舎1階の教室	午前7時	午後7時
			26	北新波町、南新波町、菊地町、楽間町第1、楽間町第2	高崎市立長野小学校体育館(南)	午前7時	午後7時
			27	山名町中央、山名町南、山名町西、山名団地	高崎市立南八幡中学校体育館	午前7時	午後7時
			28	南大類町、宿大類町、中大類町、下大類町、柴崎町第1	高崎市立大類小学校体育館	午前7時	午後7時
			29	岩鼻町、台新田町、倉賀野町東	岩鼻町公民館	午前7時	午後7時
			30	中東町、矢中町第1、矢中町第2、宮原町、中居町四丁目第2、柴崎町第2	高崎市立矢中中学校体育館	午前7時	午後7時
			31	飯玉町第1、飯玉町第2、飯玉町第3、飯玉町第4、飯玉町第5、貝沢町通、天神町、稲荷町第1、稲荷町第2	高崎市立塚沢小学校体育館	午前7時	午後7時
			32	並榎町第4、並榎町第5、大橋町第4、大橋町第5、上並榎町第2、上並榎町第4	高崎市立西小学校体育館	午前7時	午後7時
			33	東町第1、東町第2、東町第3、八島町第3、岩押町第1、岩押町第2、柴町、北双葉町	高崎市労使会館	午前7時	午後7時
			34	倉賀野町上正六、倉賀野町上第1、倉賀野町上第2、倉賀野町睦	高崎市立倉賀野中学校体育館	午前7時	午後7時
			35	倉賀野町仲、倉賀野町田子屋、倉賀野町田屋、倉賀野町桜木	高崎市立倉賀野小学校体育館	午前7時	午後7時
			36	倉賀野町下、倉賀野町横、倉賀野町南	高崎市倉賀野児童館	午前7時	午後7時
			37	京目町、京目町下京目、大沢町、萩原町、萩原団地、大利根団地	高崎市立京ヶ島小学校体育館	午前7時	午後7時
			38	西横手町、宿横手町、中島町、上滝町、下滝町、下斎田町、八幡原町、榎町	高崎市立滝川小学校体育館	午前7時	午後7時
			39	綿貫町、栗崎町	群南南部保育所	午前7時	午後7時
			40	石原町西部第1、石原町西部第2、石原町下第2	高崎市立片岡小学校体育館(北)	午前7時	午後7時
			41	上並榎町第1	上並榎町第一公民館	午前7時	午後7時
			42	井野町第1、井野町第2、浜尻町第1、浜尻町第2、浜尻町第3、間屋町	高崎市立浜尻小学校体育館	午前7時	午後7時
			43	貝沢町第1、貝沢町第2、貝沢町第5	高崎市立東部小学校体育館	午前7時	午後7時
			44	高岡町第1、高岡町第2、高岡町第3、高岡町第4	高岡町集会所	午前7時	午後7時
			45	中豊岡町第1、上豊岡町第1、上豊岡町第2、上豊岡町第4、上豊岡町湯岡	高崎市立豊岡中学校体育館	午前7時	午後7時
			46	下小島町第1、下小島町第2、下小島町第3、下小島町第4、下小島町第5、緑町	下小島町公民館	午前7時	午後7時
			47	剣崎町上、剣崎町下、群馬小島町	高崎市八幡公民館集会所	午前7時	午後7時
			48	我峰町、沖町	沖町公民館	午前7時	午後7時
			49	上佐野町第1、上佐野町第2、下佐野町第1、下佐野町第2	はちの木こども園	午前7時	午後7時
			50	下中居町、上中居町第3、中居町四丁目第1	下中居町公民館	午前7時	午後7時
			51	中尾町第2、中尾町第3、中尾団地、井野町第4、井野町第5、井野町第6	高崎市立中尾中学校会議室	午前7時	午後7時
			52	片岡町一丁目、片岡町三丁目、八千代町一丁目、八千代町二丁目、八千代町三丁目、八千代町四丁目	高崎市立片岡中学校体育館	午前7時	午後7時
			53	上中居町第4、中居町一丁目、中居町二丁目第1、中居町二丁目第2、中居町三丁目	高崎市立中居小学校体育館	午前7時	午後7時
			54	下小島町第1、下小島町第2	高崎市立北部小学校体育館	午前7時	午後7時
			55	見晴台、城山町一丁目、城山町二丁目	高崎市立城山小学校体育館	午前7時	午後7時
			56	鼻高町第1、鼻高町第2、鼻高町第3	高崎市立鼻高小学校体育館	午前7時	午後7時
			57	木部町、阿久津町、根小屋町第1、根小屋町第2、根小屋町第3	高崎市立南八幡小学校体育館	午前7時	午後7時
			58	並榎町北部、飯塚本町第3、飯塚本町第4、上並榎町第3	高崎市立並榎中学校会議室	午前7時	午後7時
			59	島野町第1、島野町第2、元島名町、矢島町、西島町、一ツ谷町	京ヶ島保育所	午前7時	午後7時
			60	行力町、浜川町第1、浜川町第2	高崎市立長野小学校体育館(北)	午前7時	午後7時
			61	貝沢町第3、東貝沢町一丁目	町田橋住民センター	午前7時	午後7時
			62	倉洲町第1区、倉洲町第2区、倉洲町第3区、倉洲町第4区	三ノ倉会館	午前7時	午後7時
			63	倉洲町第5区、倉洲町第6区、倉洲町第8区	倉洲町第6区公民館	午前7時	午後7時
			64	倉洲町第7区	川浦公民館	午前7時	午後7時
			65	箕郷町松之沢、箕郷町北松原、箕郷町西松原、箕郷町東松原、箕郷町ト神、箕郷町天神、箕郷町原中、箕郷町第9区、箕郷町第10区、箕郷町第11区北、箕郷町第11区南、箕郷町松之沢(はるな郷)	東明屋集会所	午前7時	午後7時
			66	箕郷町第1区、箕郷町第2区、箕郷町第3区、箕郷町第4区、箕郷町金数平、箕郷町第12区、箕郷町第13区、箕郷町第14区、箕郷町第15区、箕郷町松之沢(風原)	高崎市箕郷公民館中会議室	午前7時	午後7時
			67	箕郷町本村、箕郷町原山、箕郷町蟹沢、箕郷町和田山	箕郷第三保育園遊戯室	午前7時	午後7時
			68	箕郷町下善地、箕郷町中善地、箕郷町上善地、箕郷町駒寄	中善地集会所	午前7時	午後7時
			69	箕郷町白川区、箕郷町白川社区	白川集会所	午前7時	午後7時
			70	箕郷町新田上、箕郷町本田上、箕郷町本田下、箕郷町新屋敷、箕郷町今宮	箕郷第二保育園遊戯室	午前7時	午後7時
			71	箕郷町生原1区、箕郷町生原2区、箕郷町東区、箕郷町生原中区	高崎市立箕郷東小学校体育館	午前7時	午後7時
			72	箕郷町下芝、箕郷町南区	下芝研修センター	午前7時	午後7時
			73	金古1区、金古2区、金古町四ツ家愛宕	金古2区公民館	午前7時	午後7時
			74	金古町土俵、金古5区、金古6区、金古町諏訪	高崎市立金古小学校体育館	午前7時	午後7時
			75	金古町王塚	金古町王塚コミュニティセンター	午前7時	午後7時
			76	足門町中央、足門町南、足門9区、足門29区	高崎市金古南足門公民館	午前7時	午後7時
			77	観音寺区	高崎市農村女性の家	午前7時	午後7時
			78	棟高区、三ツ寺区	高崎市立堤ヶ岡小学校体育館	午前7時	午後7時
			79	菅谷区	菅谷公民館	午前7時	午後7時

80	中泉区	中泉区公民館	午前7時	午後7時
81	福島区	福島区公民館	午前7時	午後7時
82	引間区、塚田区、稲荷台区、後疋間区、冷水区	高崎市立国府小学校校体育館	午前7時	午後7時
83	東国分区、西国分区、北原区	高崎市国府地区転作促進研修館	午前7時	午後7時
84	観音寺東区	高崎市群馬福祉会館研修室	午前7時	午後7時
85	中里区、保渡田区	高崎市立上郊小学校校体育館	午前7時	午後7時
86	井出区	井出集会所	午前7時	午後7時
87	新町第一区、新町第二区、新町第三区、新町第八区	高崎市新町公民館	午前7時	午後7時
88	新町第四区、新町第五区、新町第六区、新町第七区	新町支所西庁舎1階会議室	午前7時	午後7時
89	新町第九区、新町第十区	高崎市立新町第二小学校会議室	午前7時	午後7時
90	下室田1区、下室田2区、下室田3-1区、下室田3-2区、下室田3-3区、下室田3-4区、下室田4区、中室田1区	高崎市榛名支所1階ロビー	午前7時	午後7時
91	下室田5-1区、下室田5-2区、下室田6区、下室田7-1区、下室田7-2区、下室田8区	高崎市立下室田小学校校体育館	午前7時	午後7時
92	中室田2区、中室田3区、中室田4区、中室田5区、中室田7区	中室田大会館	午前7時	午後7時
93	上室田1区、上室田2区、上室田3区、上室田4区、上室田5区	上室田大会館	午前7時	午後7時
94	榛名山区	高崎市榛名歴史民俗資料館	午前7時	午後7時
95	下里見宮谷戸区、下里見向井区、下里見仲通り区、下里見北村区、下里見重谷戸区、下里見八丁目区、上大島区	高崎市下里見公民館	午前7時	午後7時
96	上里見下町1、上里見下町2、上里見新井田中、中里見1区、中里見2区、中里見3区、中里見4区、上里見3、上里見本町1、上里見本町2、上里見本町3、上里見仲町、上里見1、上里見2	高崎市立里見小学校校体育館	午前7時	午後7時
97	高浜中西部、高浜坂上、高浜東部、白岩、三ツ子沢、神戸	高崎市久留馬公民館	午前7時	午後7時
98	本郷奥原、本郷道場中郷、本郷蔵屋敷、本郷新井下長、本郷東、本郷後側	本郷会館	午前7時	午後7時
99	十文字1区、十文字2区、宮沢1区、宮沢2区	高崎市立宮沢小学校校体育館	午前7時	午後7時
100	吉井町第1区、吉井町第10区、吉井町第11区	高崎市吉井支所南庁舎第2会議室	午前7時	午後7時
101	吉井町第2区、吉井町第3区、吉井町第4区、吉井町第31区	高崎市立吉井小学校校体育館	午前7時	午後7時
102	吉井町第6区、吉井町第7区、吉井町第8区、吉井町第9区	高崎市立吉井西中学校図書室	午前7時	午後7時
103	吉井町第5区、吉井町第32区	高崎市立吉井西小学校校体育館	午前7時	午後7時
104	吉井町第12区、吉井町第13区、吉井町第14区、吉井町第15区	高崎市立多胡小学校校体育館	午前7時	午後7時
105	吉井町第16区、吉井町第17区、吉井町第18区、吉井町第19区、吉井町第20区、吉井町第21区、吉井町第33区	高崎市立入野小学校校体育館	午前7時	午後7時
106	吉井町第22区、吉井町第23区、吉井町第24区	高崎市立馬庭小学校（児童体育館）	午前7時	午後7時
107	吉井町第25区、吉井町第26区、吉井町第27区、吉井町第28区、吉井町第29区、吉井町第30区	高崎市立岩平小学校校体育館	午前7時	午後7時
108	吉井町第34区、吉井町第35区、吉井町第36区	高崎市立南陽台小学校校体育館	午前7時	午後7時

イ 期日前投票所

市町村	No	期日前投票所を開設した施設の名称	所在地	開始	終了
高崎市	1	高崎市役所1階市民ロビー	高崎市高松町35-1	08:30	20:00
	2	高崎市新町支所西庁舎1階会議室	高崎市新町3152	08:30	20:00
	3	高崎市吉井支所2階204会議室	高崎市吉井町吉井川371	08:30	20:00
	4	高崎駅3階市民サービスセンター	高崎駅八島町222番地	08:30	20:00
	5	高崎市倉渕支所1階11会議室	高崎市倉渕町三ノ倉303	08:30	20:00
	6	高崎市箕郷支所2階第1会議室	高崎市箕郷町西明屋702-4	08:30	20:00
	7	高崎市群馬支所1階ロビー	高崎市足門町1658	08:30	20:00
	8	高崎市榛名支所2階201会議室	高崎市下室田町900-1	08:30	20:00

② 投票所数及び投票所に使用した施設の状況

		期日前 投票所	投票所	共通 投票所
投票所等の数		8	108	0
投票所等に 使用した施設	市役所・町村役場	1	0	0
	支所・出張所	7	3	0
	学校（大学・短期大学・高等専門 学校を除く）・幼稚園	0	61	0
	大学等（大学・短期大学・高等 専門学校）	0	0	0
	公会堂	0	0	0
	公民館	0	6	0
	体育館 （学校以外のもの）	0	0	0
	集会施設	0	26	0
	駅構内	0	0	0
	左記以外の 公共施設	0	9	0
	その他	0	0	0
		うちショッピング センター等	0	0
	うち商店街	0	3	0

③ 投票所閉鎖時刻を繰り上げた投票所数

	投票所閉鎖時刻			合計	投票所 数	共通 投票所 数
	17:00	18:00	19:00			
高崎市	0	0	108	108	108	0

④ 投票所施設における身体障害者等対策

	入口に段差のあるもの					合計
	簡易スロープ設置	人的介助	その他	措置なし	計	
期日前投票所	0	0	0	0	0	
投票所	49	16	0	0	65	
共通投票所	0	0	0	0	0	
	入口と同一フロアにないもの					合計
	昇降機あり	人的介助	その他	措置なし	計	
期日前投票所	2	0	0	0	2	2
投票所	0	0	0	0	0	65
共通投票所	0	0	0	0	0	0

⑤ 不在者投票記載場所の数

市区町村の選管 委員長が管理する 不在者投票記載 場所の数	左記に使用した施設の内訳			
	支所・出張所	公民館その他の 公共施設	役所・役場	その他
8	7	0	1	0

⑥ 指定投票区

市区町村数	開票区数	指定投票区数	指定関係 投票区数	特例指定関係 投票区数
1	2	2	106	0

(7) 投票管理者・投票立会人・投票所事務従事者数

区分	投票管理者	職務代理者	臨時に職務を 管掌した者	投票立会人
期日前投票所	64	0	0	128
投票所	108	0	0	218
共通投票所	0	0	0	0
区分	事務従事者			
	市町村選管の 書記	市町村の職員	その他	合計
期日前投票所	0	621	0	621
投票所	0	944	0	944
共通投票所	0	0	0	0

3 開票

(1) 得票数・投票数

① 得票数・投票総数・有効投票数・無効投票数

選挙区	市名	鈴木 あつこ (羽鳥 敦子) [立憲民主党]	大沢 綾子 [日本共産党]	中村 幸司 [無所属]	追川 とくのぶ (追川 徳信) [無所属]	按分で切り捨てられた票	有効投票数	無効投票数	投票総数	不受理 持帰り等	投票者 総数	無効 投票率 (%)
		61,104.000	20,639.000	29,203.000	42,517.000							
高崎市	高崎市	61,104.000	20,639.000	29,203.000	42,517.000	0.000	153,463	16,732	170,195	2	170,197	9.83

法定得票数（公職選挙法第95条） 4,262.861

供託物没収点（公職選挙法第93条） 1,705.144

② 無効投票の内訳

選挙区	市名	有効投票数	無効投票数											計
			所定の用紙を用いないもの	候補者でない者等の氏名を記載したもの	2人以上の候補者の氏名を記載したもの	被選挙権のない候補者の氏名を記載したもの	候補者のほかに他事を記載したもの	候補者の氏名を自書しないもの	候補者の何人かを記載したかを確認し難いもの	白紙投票	単に雑事を記載したもの	単に記号・符号を記載したもの	その他	
高崎市	高崎市	153,463	0	1,596	7	0	11	0	50	11,483	2,378	1,207	0	16,732

(2) 開票区・開票所

① 開票区

市町村数	開票区数	市区町村を一開票区としたもの		市区町村の区域を二以上の開票区としたもの		市区町村の区域を合わせて一開票区としたもの	
		0	2	二開票区に分けたもの		0	0
				うち公示日以後に設けられた分割開票区	うち公示日以後に設けられた合同開票区		
1	2	0	2	0	0	0	

② 開票所一覧

	開票区名	開票所施設名	開票開始 予定時刻
高崎市	第1	公立大学法人高崎経済大学体育館	20:00
	第2	高崎市立群馬中央中学校体育館	20:00

③ 開票所数及び開票所に使用した施設の状況

開票所数	開票所に使用した施設								
	市区役所・町村役場	支所・出張所	学校・幼稚園	公会堂	公民館	体育館 (学校以外のもの)	集会施設	左記以外の公共施設	その他
2	0	0	2	0	0	0	0	0	0

(3) 開票管理者・開票立会人・開票所事務従事者数

開票管理者	職務代理人	臨時に職務を 管掌した者	開票立会人	事務従事者			
				市町村選 管の書記	市町村の 職員	その他	合計
2	0	0	6	0	351	0	351

4 選挙会

(1) 選挙長・選挙立会人・選挙会事務従事者数

選挙長及び選挙分会長					立会人
都道府県の選挙管理委員会の委員長	同左記の委員	書記長	その他	合計	選挙立会人
0	0	0	1	1	3
事務従事者					
都道府県の選挙管理委員会の書記長及び書記	都道府県の職員	その他	合計		
4	0	0	0		

5 選挙運動

(1) 表示・標旗・証紙等の交付

選挙区	番号	候補者	選挙運動用 自動車の表 示	選挙運動用 拡声機の表 示	自動車乗車 用腕章	街頭演説用 腕章	街頭演説用 標旗	選挙運動用 ビラの証紙	通常葉書使 用証明書	選挙運動用 通常葉書差 出票	新聞広告掲 載証明書
高崎市 選挙区	1	鈴木 あつこ	1	1	4	11	1	16,000	1	40	2
	2	大沢 綾子	1	1	4	11	1	16,000	1	40	2
	3	中村 幸司	1	1	4	11	1	16,000	1	40	2
	4	追川 とくのぶ	1	1	4	11	1	16,000	1	40	2

(2) ポスター掲示場

市名	名簿 登録者数 R3.6.1	投票区	ポスター 掲示場数
高崎市	310,167	108	794

(3) 演説会

① 演説会施設の数

法第161条第1項第1号 の学校及び公民館の数	学校	145
	公民館	45
法第161条第1項第 2号の公会堂の数	公会堂	7
	社寺	0
法第161条第1項第3号の市区町村の 選挙管理委員会の指定した施設の数	農業協同組合	0
	商工会議所	0
	役場・支所・出張所	0
	保育園	0
	その他公共施設 (体育館等)	46
	その他	0
	計	46
合計		243

② 個人演説会による演説会施設の使用回数

法第161条第1項第1号 の学校及び公民館	公費負担	0
	候補者負担	0
法第161条第1項第2号の 公会堂	公費負担	0
	候補者負担	0
法第161条第1項第3号の市区町村の 選挙管理委員会の指定した施設	公費負担	0
	候補者負担	0
合計	公費負担	0
	候補者負担	0

(4) 選挙公報

	候補者数	掲載申請 候補者数	うち、掲載文を電子 データにより提出し た候補者数		印刷部数	最も早く各世帯に 公報の配布を開始 した日	最も遅く各世帯に 公報の配布を完了 した日	公報の規格
			うち、音声読み上げ 対応データを提出し た候補者数					
高崎市選挙区	4	4	3	1	146,400	10月23日	10月29日	ブランケット版

(5) 選挙公営

		契約又は作成をした候補者数 (人)	作成枚数(枚) (自動車の借入れ及び 運転手の雇用にあつて は、延べ使用(従事)日 数(日))	契約金額の総額 (円)	限度額の総額 (円)	請求額の総額 (円)	
選挙運動用自動車の使用	一般運送契約によるもの(ア)	0	0	0	0	0	
	(ア)以外の契約によるもの	自動車の借入れ(イ)	3	27	426,600	426,600	426,600
		燃料の供給(ウ)	4		232,410	120,487	120,487
		運転手の雇用(エ)	3	27	360,000	337,500	337,500
		計			1,019,010	884,587	884,587
選挙運動用ビラの作成	1種類のみ作成した	3	48,000	377,600	360,480	360,480	
	2種類を作成した	0	0				
選挙運動用ポスターの作成		3		2,264,016	2,264,016	2,264,016	

(6) 選挙運動費用

① 収入

	候補者氏名	収入の部		
		寄附	その他の収入	計
高崎市選挙区	追川徳信	1,650,000	4,000,000	5,650,000
	大澤綾子	2,201,000	0	2,201,000
	中村幸司	80,000	2,597,056	2,677,056
	羽鳥敦子 (鈴木あつこ)	10,000	1,500,000	1,510,000

② 支出

	選挙運動 法定費用額	候補者氏名	選挙運動費用支出額内訳												
			人件費	家屋費			通信費	交通費	印刷費	広告費	文具費	食糧費	宿泊費	雑費	合計
				選挙 事務所費	集合 会場費	計									
高崎市選挙区	6,760,300	追川徳信	575,000	1,013,460	0	1,013,460	395,301	0	769,440	429,000	72,648	215,972	0	379,865	3,850,686
		大澤綾子	0	153,000	5,000	158,000	0	0	746,060	253,648	2,860	23,396	0	0	1,183,964
		中村幸司	1,282,675	0	1,000	1,000	7,264	2,010	223,152	676,225	1,675	0	0	483,055	2,677,056
		羽鳥敦子 (鈴木あつこ)	480,000	100,000	15,000	115,000	0	0	1,348,576	425,145	6,160	70,193	0	16,500	2,461,574

6 政党その他の政治団体の政治活動

(1) 確認団体

確認書を交付した政治団体名				ポスター検印又は 証紙交付数	ビラの 種類	届出機関紙（誌）		政談演説会の 開催回数
政治団体名	代表者氏名	団体の事務所の所在地	所属候補者数 (支援候補者)			新聞紙名	雑誌名	
立憲民主党	枝野幸男	東京都千代田区平河町2-12-4ふじビル3階	1	0	0			0
日本共産党	小菅啓司	群馬県前橋市古市町1丁目47番3号	1	0	1	しんぶん赤旗	前衛	0

7 選挙争訟

該当なし

第 3 編

選挙啓発

1 啓発実績一覧

(1) 市町村選挙管理委員会・県行政県税事務所の取組

	掲示物										配布物				ネット活用																			
	県ポスター(A1)		県ポスター(A2)		総務省ポスター		懸垂幕・横断幕		のぼり旗		卓上POP		公用車等へのステッカー貼付		交通広告		電光掲示板		県チラシ		総務省チラシ		マスク		その他独自作成物品		ホームページ		メールマガジン		インターネット広告		SNS	
	実施	枚数	実施	枚数	実施	枚数	実施	枚数	実施	枚数	実施	個数	実施	枚数	実施	枚数	実施	箇所数	枚数	個数	個数	個数	個数	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施			
高崎市			○	30	○	20	○	6	○	350	○	200					○	2	1,000	200	1,500			○										
高崎行税	○	10	○	140			○	5	○	20	○	160	○	60	○				200			2,500												

	各種広報媒体						街頭啓発		協力依頼			その他														
	広報車		広報誌等		地域FM		防災無線等		放送所有施設内での啓発		街頭啓発		事業所等訪問			会議時等の呼びかけ		投票所装飾等		大学生啓発		高校生啓発		その他、いずれの項目にも該当しないものを記載 [記載例] CATVによる期日の周知		
	実施	台数	実施	回数	実施	実施	実施	施設数	実施	回数	実施	訪問数	郵送数	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	内容
高崎市	○	7	○	1	○																					独自資材(マグネットシート(公用車及び市内循環バス用)126枚、本庁舎用懸垂幕1枚)を作成した高崎駅市民サービスセンター期日前投票所に啓発資材(懸垂幕6枚及び路面圧着式案内シート3枚)を設置した
高崎行税					○						○	136														

第 4 編

参 考 資 料

(公 印 省 略)

群選第958-18号

令和3年10月 8日

高崎市選挙管理委員会委員長
高 崎 地 方 書 記 長
(高崎行政県税事務所長)

様

群馬県選挙管理委員会

委員長 宮下智満

群馬県議会議員補欠選挙(高崎市選挙区)の管理執行について(通知)

日頃より選挙事務に御尽力いただき、深く感謝申し上げます。

さて、令和3年10月31日執行予定の群馬県議会議員補欠選挙(高崎市選挙区)につきましては、県議会議員の一般選挙と同様、高崎市選挙管理委員会委員長に選挙長事務を、高崎地方書記長には主に当該選挙における啓発事業の実施をお願いし、執行したいと存じます。

なお、標記選挙については、第49回衆議院議員総選挙との同日選となることから、執行にあたっては、後日群馬県選挙管理委員会委員長名にて通知予定の「第49回衆議院議員総選挙の管理執行について(通知)」に加え、下記事項に御留意の上、管理執行に遺漏なきよう御配意ください。今後、諸般の情勢により変更を要する点が生じた場合は、その都度連絡しますので、あらかじめ御承知おきください。

I 管理執行の基本的事項

■ 第1 選挙の管理執行について

今回の選挙は、現職議員が衆議院議員総選挙への立候補準備のため辞職したことに伴う選挙であり、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査（以下「衆院選」という。）と同日での執行となることもあり選挙人の関心も高く、今後の県政に大きく影響する、極めて重要な選挙である。

貴職におかれては、この意義を十分認識され、また選挙の管理執行について、衆院選の執行準備と同時進行という非常に厳しい状況であることを踏まえ、厳正公平な管理と、誤りなき執行を期すよう特段の御配慮をお願いしたい。

II 管理執行の上の留意事項

■ 第1 選挙人名簿について

1 選挙時登録日程

登録日程については、次のとおりである。（従前の例のとおり。）

基準日	令和3年10月21日（木）（公示日の前日） ただし、年齢については投票日現在
登録日	令和3年10月21日（木）

2 選挙時登録事務通知

転出により表示されている再転入者の取扱い、二重登録による二重投票の防止のため、二重登録となる可能性がある選挙人を登録した場合又は登録する場合の事務処理方法及び引き続き県内に住所を有する者の取扱いについては、別途通知を行うので参照されたい。

3 衆院選との同日執行に係る留意事項

本選挙は衆院選と同日に執行されるが、選挙人の登録状況によっては、同一人が衆院選は投票できるが、本選挙には投票することができない状況も想定される。また、衆院選の選挙時登録には間に合わなかったが、本選挙の選挙時登録によって登録された者が、それ以降は衆院選も投票できることとなるケースなども想定されることから、選挙人名簿の調製には十分留意されるとともに、投票事務従事者に対し、その取扱に遺漏のないよう周知されたい。

■ 第2 投票について

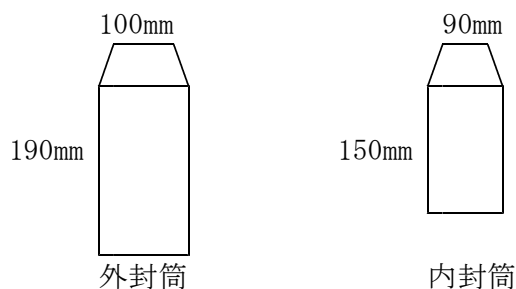
1 投票用紙及びその管理

(1) 投票用紙

投票用紙のサイズは、縦128mm 横80mmで、片面刷りとし、次の用紙を使用する。

投票用紙	：	合成紙（ユポ）
点字用	：	上質紙 110kg

※不在者投票用封筒のサイズは、次のとおり



- (2) 投票用紙の色
投票用紙の色及びインクの色は、次のとおりである。

投票用紙の色	インクの色	すかし表示
クリーム色	黒色	県 薄灰色

- ※ 点字投票用紙、不在者投票用封筒（証明書用を除く。）についてもそれぞれ同一の色を使用する。
 ※ 投票用紙の表面注意文の上に、選挙区分を表す文字を丸囲いですかし表示する。
 ※ 点字用投票用紙には、**点字投票**と表示するとともに、点字（「ケンギ」）を打ち込む。

2 投票の順序

投票の順序は、次のとおりとする。

- ① 県議会議員補欠選挙（高崎市選挙区）
- ② 衆議院 小選挙区選挙
- ③ 〃 比例代表選挙 及び 最高裁判所裁判官国民審査（同時）

第3 開票について

1 開票開始時間

群馬県議会議員補欠選挙（高崎市選挙区）については、即日開票を実施されたい。

開票開始時刻については、投票箱送致の迅速化の検討、開票開始に至るまでの段取りの見直し等により、可能な範囲で開票開始時刻の前倒しに努められたい。ただし、投票所閉鎖時刻を繰り上げる場合も、開票（速報）結果が投票を行っている他の開票区の選挙人に影響を与える可能性があることから、午後8時以降の開始とすること。

なお、開票の日時及び場所についてはあらかじめ告示すること。

2 開票の方法等

本選挙の開票区は、高崎市における衆議院議員小選挙区の区域により分けて設定し、県委員会が告示する予定である。

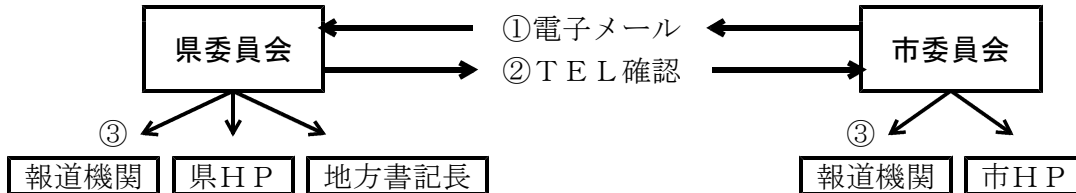
本選挙及び衆院選に係る開票の方法は、同一会場・同時開始とし、重点移行方式で行うこととする。なお、重点移行については以下の順序によること。

- ① 小選挙区選出議員選挙
- ② 比例代表選出議員選挙
- ③ 国民審査
- ④ 県議会議員補欠選挙（高崎市選挙区）

第4 投・開票速報について

1 速報方法【投・開票とも】

- ①（市委員会→県委員会）所定の様式にて電子メールで速報する。
- ②（県委員会→市委員会）県委員会にて速報内容を確認し、市委員会へ電話にて確認。
- ③（県委員会）確認後の速報について、報道機関への資料提供及び県HPへの掲載を行う。
（市委員会）上記②にて県委員会からの電話確認を受けた後、関係機関等へ公表。



2 速報時刻

速報を行うスケジュールは、次のとおりとする。

当日有権者速報・ 期日前投票速報	8時
投票中間速報	実施しない
投票確定速報	確定し次第
開票速報	確定し次第

3 速報の公表

速報結果の発表については、市委員会からの報告を受けて、県委員会において報道機関及び県ホームページにて発表することを予定しているが、速報内容の正確性を期するため、市委員会においては、上記1②の確認を経た後に公表することとされたい。なお、詳細については、別途連絡するところにより対応のこと。

第5 選挙公営について

公職選挙法は、金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として、選挙公営制度を採用している。

このため、選挙公営については、選挙人及び候補者の便宜を十分考慮した上、次の点に留意し、その活用に配慮されたい。

1 ポスター掲示場

(1) ポスター掲示場の総数の算出

本選挙におけるポスター掲示場の総数の算定は、令和3年6月1日現在（定時登録）の選挙人名簿登録者数によること（公職選挙法施行令第111条）。

ポスター掲示場の総数の減少は、原則として行わないこと。

投票区内の人口の多寡等により、総数の枠内での各投票区への割り振り数を変更する場合には、掲示場の効用を十分に発揮する観点から検討すること。

(2) ポスター掲示場の区画数は以下のとおりとする。

ポスター区画数	:	8区画
---------	---	-----

2 選挙公報

(1) 選挙公報の発行

選挙公報は、県委員会で発行する。
市委員会及び地方書記長の指示する場所へ直接配付する予定である。

(2) 配付部数

希望部数を調査し、その希望部数どおりとする。

(3) 選挙人の属する世帯への配布

市町村委員会にあつては、法定期限である投票日の2日前までに選挙人の属する全世界帯に漏れなく、可能な限り速やかに配布するよう努めること。

また、配布に当たっては、事前に配布計画の策定及び関係者への協力要請等の措置を講じられたい。

選挙公報最終配布期限：令和3年10月29日（金）（投票日の2日前）

3 投票所等における候補者の氏名等の掲示

(1) 投票所及び期日前投票所等における候補者の氏名及び党派別の掲示は、その内容、掲示順序に誤りがないようにされたい。その点検に当たっては、一人で行うことなく、必ず複数の者で行うこと。

また、投票開始時はもちろんのこと、投票の時間中においても破損、汚損等に留意するとともに、それらが生じた際には速やかに再掲示する等、万全の措置を講じられたい。

(2) 期日前投票所における候補者の氏名等の掲示については、告示日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所内の適当な箇所に候補者の氏名及び党派別の掲示をすることとされているので、遺漏のないように留意されたい。

第6 投票参加の推進について

明るい選挙を推進するためには、全ての有権者が選挙の意義を自覚し、選挙の正しいルールを守りながら、進んで投票に参加することが必要である。

このため、県委員会においては、別途通知する「群馬県議会議員補欠（高崎市選挙区）選挙啓発事業実施計画」を制定し、投票への参加と明るい選挙を推進することとしている。

については、市委員会においても、明るい選挙推進協議会、女性団体及び青年団等をはじめとした関係諸団体等の協力を得て、効果的な啓発活動を行い、投票参加の推進に特段の配慮をお願いしたい。

第7 署名収集禁止期間について

地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による全ての直接請求のための署名を収集する行為は、県委員会が「県議会議員補欠選挙を行うべき事由が生じた旨の告示」をした日の翌日から選挙の期日まで禁止されるが、既に衆議院議員の任期満了日前60日（令和3年8月22日）を経過しており、署名収集が禁止されていることに留意されたい。

署名収集禁止期間：選挙の期日まで

群馬県議会議員補欠選挙 [高崎市選挙区]

Ⅱ 報 道 要 領

群馬県議会議員補欠選挙（高崎市選挙区）における投開票の結果公表を円滑に行うため、報道関係者に対する発表は、この要領の定めるところによる。

1 投開票速報実施本部

投開票速報実施本部（以下「県速報本部」という。）は、群馬県総務部市町村課内に設置する。

2 発表の方法

各報道機関あて（事前登録メールアドレスあて）メール送信により資料配付する。希望のあった報道機関にはメディアプロモーション課報道係が紙媒体も提供する。

3 投票速報発表計画

様式番号	調査時刻	発表内容	発表予定時刻
様式1	8：00	当日有権者数等速報	8：25頃
様式2	確定次第	投票速報（確定）	確定次第

4 開票速報発表計画

様式番号	調査時刻	発表内容	発表予定時刻
様式3	確定	開票確定速報	確定次第
様式4		無効投票速報	

5 市選挙管理委員会への照会

市委員会は、県速報本部に当該速報データを送信した後、投開票事務及び速報に支障が生じない範囲で、公表することができることとしている。

ただし、開票確定速報については、県速報本部の発表以前に結果を公表しない。

6 速報本部会場の規制

報道関係者は、県速報本部の会場には立ち入らないものとする。報道関係者と県速報本部との連絡は、メディアプロモーション課を通して行うものとする。

群馬県議会議員補欠選挙（高崎市選挙区） 啓発事業実施計画

1 趣 旨

群馬県議会議員補欠選挙（高崎市選挙区）は、県政の方向を決める重要な選挙である。すべての選挙運動関係者は、この選挙の意義と重要性を深く認識し、民主主義の健全な発展のため明るくきれいな選挙を推進するとともに、すべての有権者が進んで投票に参加する環境を整える必要がある。

このため、県選挙管理委員会は、高崎市選挙管理委員会及び明るい選挙推進協議会等の各種団体並びに報道機関等の協力を得て、各種啓発事業を実施するものとする。

2 重点事項

- (1) 若年層に対する投票参加の呼び掛け
- (2) 都市部における投票参加の推進
- (3) 明るくきれいな選挙の推進

3 実施事業

事業の種類		事業の内訳	実施時期	備 考
デザイン	①統一デザインの作成	各種啓発資材及び啓発動画について、統一したデザインとすることにより、選挙期日等の効果的な啓発を図る。	期間前	
掲示物	②ポスター	ポスターを市町村委員会及び地方書記局等を通じて県内各所に掲示し、選挙期日等の啓発を図る。	期間中	
	③懸垂幕・横断幕・のぼり旗	懸垂幕、横断幕及びのぼり旗を掲出し、選挙期日の周知を図る。	期間中	市町村共同購入
	④卓上POP	卓上POPを作成し、市町村委員会及び地方書記局等を通じて県内各所に配布し、選挙期日等の啓発を図る。	期間中	
	⑤自動車車体貼付用ステッカー	自動車の車体に貼付するステッカーを作成し、選挙期日の周知を図る。	期間中	市町村共同購入
配布物	⑥チラシ	チラシを作成し、市町村委員会及び地方書記局等を通じて県内各所に配布し、選挙期日等の啓発を図る。	期間中	
	⑦啓発資材	啓発資材（啓発ラベル入りのマスク）を作成し、配布・活用により選挙期日等の啓発を図る。	期間中	市町村共同購入
	⑧点字版による選挙のお知らせ	視覚障害者への啓発を図るため、選挙の案内や候補者の政見に係る点字版選挙のお知らせを作成し、配布する。	期間中	

事業の種類		事業の内訳	実施時期	備考
インターネットの活用	⑨ホームページの作成	ホームページの作成により、選挙期日及び制度の周知を図るとともに、投票参加を呼び掛ける。また、期日前投票状況、選挙当日の投開票速報についても掲載する。	期間中 及び 期間前後	
	⑩選挙公報のインターネット公表	各世帯に配布する選挙公報を、県ホームページでも公表することで、有権者への情報提供機会の拡大を図る。	期間中	
	⑪公式SNS	群馬県及び県委員会公式SNSにおいて、選挙関連記事を掲載し、選挙期日等の啓発を図る。	期間中	
各種広報媒体の活用	⑫県広報媒体	各種県広報媒体を活用し、選挙期日の周知と投票参加を呼び掛ける。 ア 群馬テレビ「ジャスト6」 イ エフエム群馬「ワイグルプレフ」、 「ぐんま情報トッピング」等	期間中	
協力依頼	⑬店舗内放送による期日周知等の呼び掛け	県内の大型商業施設等に対し、店内放送による選挙期日の周知等を依頼する。	期間中	
	⑭県内店舗等へのポスター掲示等	地域活性化包括連携協定により、県内店舗等へのポスター掲示等による選挙期日等の啓発を依頼する。	期間中	
⑮候補者用白ばら贈呈		候補者の公平公正意識を更に高めるため、明るくきれいな選挙のシンボルである白ばらの胸章を候補者に贈呈する。	公示日	
⑯その他		上記のほか、投票参加及び明るくきれいな選挙の推進に必要と認められる事業について、随時実施する。	期間中	